

審 議 資 料

項目：主要環境（大気等）

担当：片谷委員

意 見

【大気等】

- 1 工事用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。

【大気等】

- 2 建設機械の稼働に伴う大気等の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えている。このため、環境保全措置を徹底するとともに、より一層の環境保全措置についても検討すること。

審 議 資 料

項目：生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）

担当：興水委員

意 見

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

- 1 緑化計画の具体化に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」や辰巳の森海浜公園に生育している樹種等を参考にするなど、計画地に適した緑化を行うこと。

【緑】

- 2 当該施設整備後の計画地内の緑化面積について示し、緑の量の変化の程度について明らかにすること。また、当該施設は辰巳の森海浜公園内に建設されることから、緑の量のほか、新たに植栽する緑が持つ機能についても考慮し、より良い緑の空間となるよう努めること。

審 議 資 料

項目：アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）

担当：興水委員

意 見

【自然との触れ合い活動の場】

- 1 計画地は辰巳の森海浜公園内にあり、計画地の西側及び南側は自然との触れ合い活動の場として利用されていることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、公園利用者の活動を阻害しないよう、より一層の環境保全のための措置を講じること。

【歩行者空間の快適性】

- 2 暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、公園管理者や道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

審議資料

項目：土地利用（土地利用）

担当：興水委員

意見

【土地利用】

- 1 辰巳の森海浜公園内の未開園地にスポーツ施設が建設されることから、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」等と整合を図るとともに、既存の公園をはじめ、周辺施設と一体となった土地利用を図っていくこと。

審 議 資 料

項目：安全・衛生・安心（安全、消防・防災）

担当：中口委員

意 見

【安全】

- 1 東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等のほか、策定が進められている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。

【消防・防災】

- 2 一時滞在施設としての利用を想定した施設としていることから、受け入れ人数や備蓄など、計画建築物における帰宅困難者対策について具体的に説明すること。

審 議 資 料

項目：交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）

担当：片谷委員

意 見

【交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通】

1 計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

【交通渋滞】

2 計画地北側の特別区道江 470 号において無電柱化工事が計画されていることから、工事に当たっては、関係機関等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。

【交通安全】

3 工事用車両の走行ルートの一部である特別区道江 457 号及び江 470 号は児童・生徒の通学路として利用されていることから、走行に当たっては、より一層の交通安全の確保に努めること。また、計画地周辺は多くの公園利用者等が通行することから、工事用車両の計画地への出入には安全確認を徹底するなど、十分な環境保全措置を講じること。